

新潟県上越市（国内3例目）の高病原性鳥インフルエンザ発生農場に係る
疫学調査チームの現地調査概要

令和6年10月26日に実施した現地調査により、以下のことを確認した。

1 基本情報

用途（飼養羽数）：採卵鶏（188羽）

発生家きん舎の構造及び数：開放1鶏舎

発生家きん舎の飼養形態：平飼い

2 施設の周辺環境・農場概況

- ① 当該農場は水田地帯に位置し、農場から西約500mには農業用ため池が所在していた。調査時、当該ため池には水禽類が確認された。また、農場周辺の水田ではハクチョウ等が認められるとのこと。
- ② 当該農場はビニールハウス内に作られた開放鶏舎1棟からなり、採卵鶏が平飼いされていた。鶏舎内で、区画を3つ（区画1～3）に分け飼養していた。

3 通報までの経緯

- ① 農場によると、発生鶏舎では（通報時区画1及び2は847～864日齢、区画3は429日齢）、通常死亡は確認されないところ、10月24日に区画1で4羽が固まって死亡し、翌25日には、同区画で午前中に2羽が死亡、1羽で食欲低下を認め、同日14時までに当該食欲低下個体が死亡したため、家畜保健衛生所に通報したとのこと。
- ② 26日は区画1で死亡は確認されず、その他の区画の個体についても、異状は認められなかった。

4 管理人及び従業員

- ① 当該農場では養鶏の他稲作等混合農業が行われており、7名の正規職員、3～4名のパート職員を雇用しているが、鶏の管理を行うのは農場主のみであった。

5 施設の飼養衛生管理

- ① 車両は衛生管理区域外に駐車されるため、消毒等は行っていなかった。
- ② 農場によると、農場主は自宅で農作業用の作業着、長靴を着用し、衛生管理区域に入場する際、次亜塩素酸ナトリウムの消毒槽（月に1回程度交換）で靴底を消毒するとのこと。手指消毒は行っていなかった。また、水田での作業等その他の農作業をする場合も作業着の交換は行わないとのこと。月に1回（直近9月12日）、飼料運搬業者が衛生管理区域に入る場合は、靴底消毒は行っていないとのこと。
- ③ 農場主が鶏舎に入る際は、靴の交換、手指の消毒等は行っていないとのこと。
- ④ 飼料については台車に載せ、手給餌を行っていた。自社水田で生産されたくず米を用いた自家産の発酵飼料のほか、購入飼料も使用している。
- ⑤ 飼養鶏への給与水は井戸水を利用しており、塩素消毒は行われていなかった。
- ⑥ 自社水田で生産されたもみ殻が敷料として使用され、保管は鶏舎の入るビニールハウスから南に50mほどにある、衛生管理区域外のビニールハウス（入り口は常時開放）で行われていた。
- ⑦ 糞は毎年3が日明けに搬出し、鶏舎の入るビニールハウス脇の堆肥置場で保管し、3月に自社水田にまくとのこと。
- ⑧ 直近の卵の出荷は10月24日が最後だったとのこと。
- ⑨ 毎朝の卵回収時に健康観察を行い、死亡鶏は鶏舎の入るビニールハウス内のストーブで焼却していた。
- ⑩ 他農場との重機の共用は行われていなかった。

6 野鳥・野生動物対策

- ① 鶏舎の入るビニールハウスには、ところどころ隙間があり、過去には鶏舎内でスズメを確認したこともあるとのこと。また、過去にキツネやタヌキが鶏舎内に入り、鶏が食害されたことがあったため、鶏舎がある位置のビニールハウス外側に電気柵が設けられていた。
- ② 鶏舎内ではネズミを見かけることがあり、ネズミとりもちを設置しているとのこと。

(以上)